

6	R5. 6. 20	R5. 8. 18	・平成22年度ヘキサダイアグラム ・平成23年度ヘキサダイアグラム ・平成24年度ヘキサダイアグラム ・平成25年度ヘキサダイアグラム ・平成26年度ヘキサダイアグラム ・平成27年度ヘキサダイアグラム ・平成28年度ヘキサダイアグラム ・平成29年度ヘキサダイアグラム ・平成30年度ヘキサダイアグラム ・平成31年度ヘキサダイアグラム ・令和2年度ヘキサダイアグラム ・令和3年度ヘキサダイアグラム ・令和4年度ヘキサダイアグラム	25	1											環境局 環境改善部 化学物質対策課
7	R5. 8. 17	R5. 8. 30	水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設使用届出書（24環自水屈第498号）、氏名等変更届出書（4環自水屈第116号）、特定施設使用廃止届出書（4環自水屈第117号） ・2環多自第636号 森林法第10条の2に基づく開発行為について（指示）	10	1								請求者の求めにより、以下の情報を請求対象外とする。 個人情報（担当者氏名、個人メールアドレス）、印影	環境局 自然環境部 水環境課		
8	R5. 7. 3	R5. 8. 31	・3環多自第448号 森林法第10条の2に基づく開発行為について（指示）	2	1								不開示とした事業者名及び指示内容については公表事項ではなく、また公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることから、情報公開条例第7条第3号に該当する。	環境局 多摩環境事務所 自然環境課		

別紙 1

	開示しない部分（非開示情報）	非開示条項	非 開 示 理 由
1	井戸の所在地（町名番地）及び郵便番号並びに井戸の所有者の氏名（名称）、住所、電話番号及び属性情報（個人、法人、行政機関の別などに関する情報）、現場写真。 また、水質調査依頼文書等の宛先及び【地下水】概況調査等地点回答様式「推薦者」欄の非開示とした部分、水質調査依頼文別紙の調査予定井戸	条例 7 条 6 号 条例 7 条 2 号、3 号、6 号	採水の調査依頼を行う際には、井戸所有者名及び井戸の所在地を公表しないことを条件にして協力を得ており、実際に各調査対象井戸の有機フッ素化合物等の濃度は、井戸の具体的な位置が特定されない形で公表されている。このため、これら井戸の所在地に係る情報を公にした場合、風評被害や地価の下落等が生じ、井戸所有者（個人、法人又は行政機関）の利益を不当に損ねるおそれがある。その結果、今後東京都が行う類似の調査においても協力を得られなくなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 井戸所有者が個人である場合は、特定の個人を識別できる情報であるため 7 条 2 号に該当する。また、法人所有である場合は、公にすることにより、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 7 条 3 号に該当する。さらに、行政機関（関係区市町村）の所有である場合、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、井戸の所在する行政施設の管理運営に際し、地域住民等から無用の混乱や憶測を招き、当該施設の管理運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 7 条 6 号に該当する。
2	井戸の深さ・種類に関する情報、井戸の用途、掘削時期、設置年、取水施設（井戸周囲の状況、井戸位置図、井戸見取図等）及び水質（水温、p h 値、電気伝導度、溶存酸素、臭気、色相等）に関する情報	条例 7 条 6 号	公にした場合、既に開示されている井戸の住所のブロック名称や、公表されている井戸の情報等と照合することで、井戸の所在地及び井戸の所有者を相当程度特定することが可能であり、その結果、調査対象井戸の所有者が今後東京都の行う類似の調査に対する協力を躊躇することとなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
3	井戸の所有者を除く非開示とした個人（行政機関（関係区市町村）の職員、法人の従業員等）の氏名、メールアドレス及び電話番号	条例 7 条 2 号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
4	東京都職員等のメールアドレス	条例 7 条 6 号	公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
5	対象公文書 8 及び 9 のうち、外部測定機関の計量証明書	条例 7 条 6 号	第三者の分析機関から、複製を制限することを条件に提供されていることから、公にすることで信頼が損なわれ今後の地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
6	対象公文書 1 のうち法人の環境ラポ平面図、及び法人の印影	条例 7 条 4 号	建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある。また、印影は、複写等により犯罪等に利用されるおそれがある。
7	【地下水】概況調査等地点回答様式「その他参考事項」欄の非開示とした部分	条例 7 条 6 号	井戸の所有者から聴取した内容であり、公にすることで今後の地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。